

<現在>

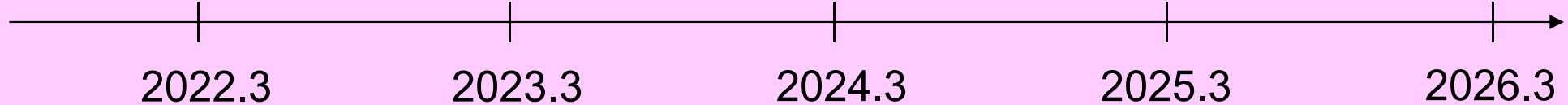
実績
計画 100%
訓練 0%

目標
計画 100%
訓練 50%

目標
計画 100%
訓練 70%

目標
計画 100%
訓練 90%

目標
計画 100%
訓練 100%



2021年度までの取組

- 避難確保計画に基づく訓練等の実施状況及び避難体制の状況について聞き取りを実施した。
⇒体制上の変更点はなし。
⇒新型コロナウイルス感染症の観点から訓練は実施されなかった。

2022年度以降の取組

- 訓練の実施率を上げるために、町が実施する総合避難訓練に合わせるなどして、訓練の一斉実施ができないかを施設管理者と検討する。

備考

<現在>

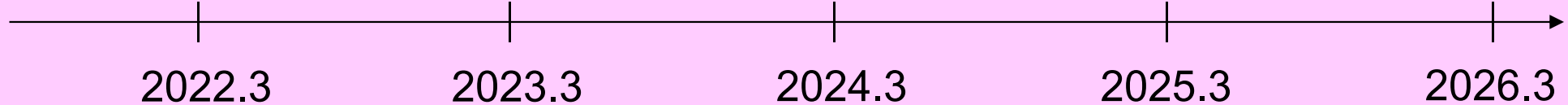
実績
計画 64%
訓練 17%

目標
計画 100%
訓練 60%

目標
計画 100%
訓練 80%

目標
計画 100%
訓練 90%

目標
計画 100%
訓練 100%



2021年度までの取組

- 2021年7月に地域防災計画を改定したことに伴い対象施設が大幅に増加(678施設)。
- 市独自の「避難確保計画作成の手引き」となるリーフレットを作成。
- 2021年8月に上記対象施設に対し避難確保計画作成・訓練を実施し報告書を提出するよう通知とリーフレットを発送。

2022年度以降の取組

- 2022年以降毎年度、4月1日現在の施設状況で対象施設を更新する予定のため、実績のパーセンテージも流動的に変化する。
- 現在は浸水想定区域内に位置する社会福祉施設を地域防災計画へ位置付けているが、2022年6月の地域防災計画(資料編)の改定時には新たに学校施設も追加予定。
- 今後も新規追加施設、計画未作成施設に対しては通知等にて速やかに作成するよう助言する。
- 避難確保計画未作成の施設の公表については、現時点では予定していない。

備考

- 2022年2月14日付けで、未作成の施設に対し勧奨通知を発送する予定。

<現在>

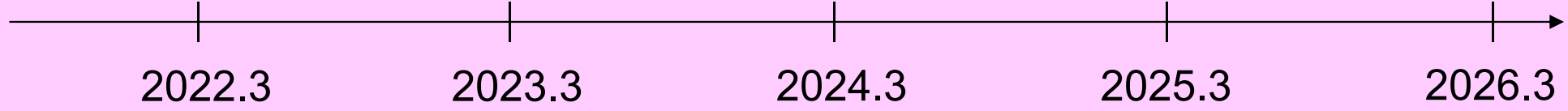
実績
 計画 74%
 訓練 - %

目標
 計画 80%
 訓練 80%

目標
 計画 90%
 訓練 90%

目標
 計画 95%
 訓練 95%

目標
 計画 100%
 訓練 100%



2021年度までの取組

- 2020年1月、2021年5月に全ての計画未作成施設に対して、水防法第15条の3第3項に基づき避難確保計画を作成するよう市長名で通知。
- 2022年2月、地域防災計画の改定に伴い対象施設を更新。

2022年度以降の取組

- 対象施設あて、訓練の実施結果の報告について市長名で通知。
- 新たに対象施設となった施設及び計画未作成施設あて、計画の作成について市長名で通知。
- 令和4年2月1日現在、382施設中283施設が避難確保計画作成済み。(未作成99施設)

備考

- 対象施設については概ね年に1度を目安に更新するため、その都度達成率は減少する。

<現在>

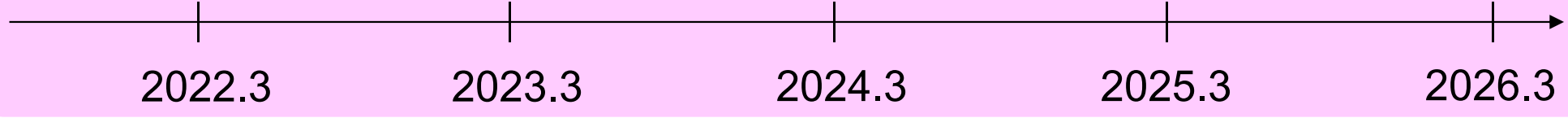
実績	
計画	41%
訓練	12%

目標	
計画	100%
訓練	100%

目標	
計画	100%
訓練	100%

目標	
計画	100%
訓練	100%

目標	
計画	100%
訓練	100%



2021年度までの取組

- 対象施設に対し、書面や訪問し、避難確保計画の作成を依頼する。

2022年度以降の取組

- 対象施設の管理職が出席する会議に参加し、作成していない施設に対し、引き続き依頼する。

備考

<現在>

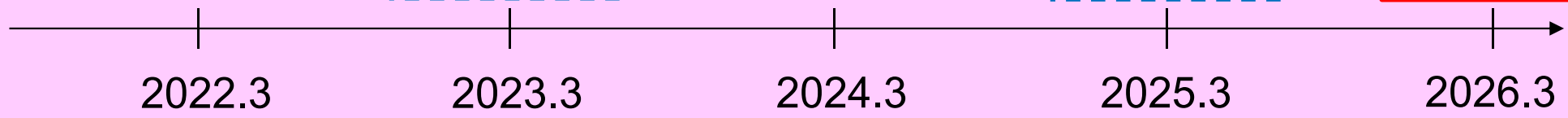
実績
 計画 54%
 訓練 25%

目標
 計画 100%
 訓練 35%

目標
 計画 100%
 訓練 50%

目標
 計画 100%
 訓練 75%

目標
 計画 100%
 訓練 100%



2021年度までの取組

- 関係各課による水防法に係る避難確保計画プロジェクトチーム会議を開催。
- 進捗状況の確認及び各課が所管する施設に対して、再度、避難確保計画の作成に関する依頼を実施。
- 市ホームページにマニュアルや計画のひな型等を掲載しており、継続的に避難確保計画の作成の支援をしている。

2022年度以降の取組

- プロジェクトチーム会議を開催し、要配慮者施設への計画提出について支援方法を協議。
- 各課から各施設へ計画作成に関する通知文の送付。

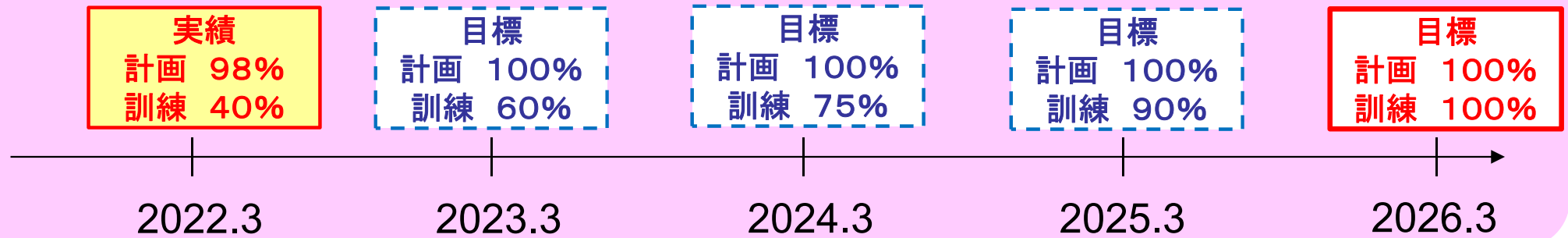
2023年

- プロジェクトチーム会議の開催
- 計画未作成の施設について、策定促進の強化を図る。

備考

- …。

<現在>



2021年度までの取組

- 避難確保計画が作成されていない施設及び訓練を実施していない施設に対して、計画作成及び訓練実施を依頼。

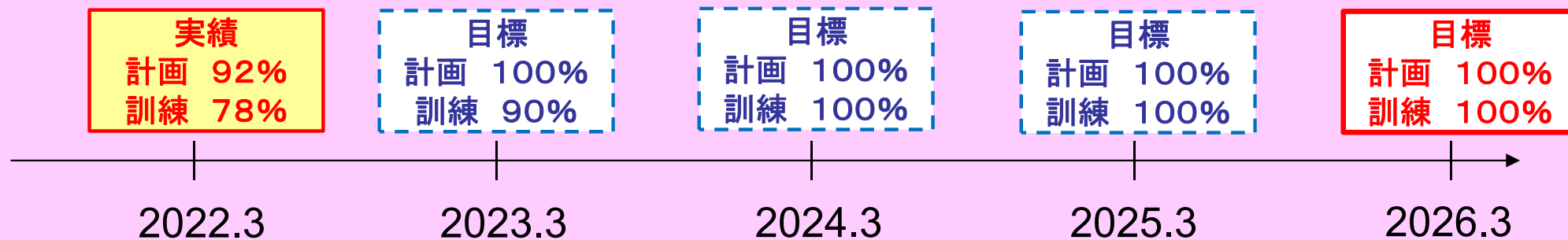
2022年度以降の取組

- 地域防災計画改訂に伴い、対象施設が増加することから、改めて計画作成及び訓練の実施に努めていただくよう依頼する。

備考

- 地域防災計画改訂に伴い、令和4年度に対象施設が増加する予定。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、訓練を見送る施設がある。そのため、訓練実施率の増加が見込めない。

<現在>

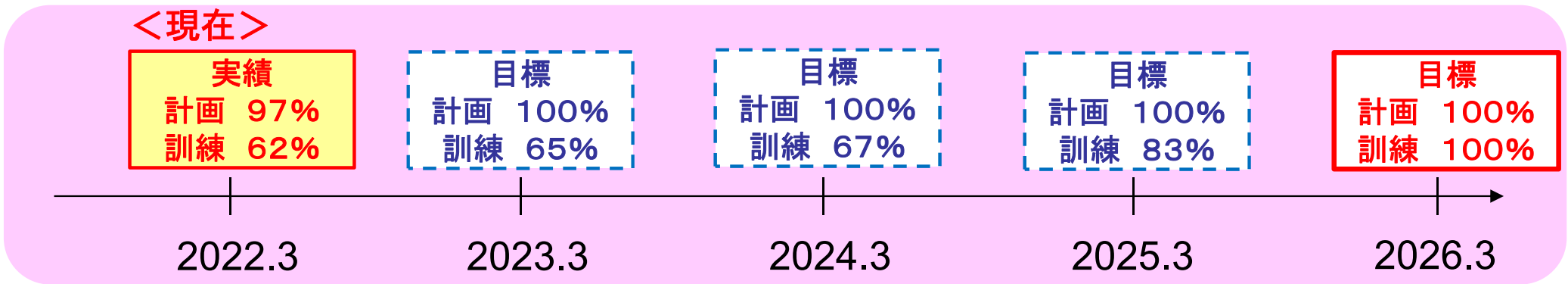


2021年度までの取組

- 2021年5月に全ての対象施設に対して、水防法第15条の3に基づき避難確保計画の作成や避難確保計画の緊急点検実施するよう依頼。
- 市内の保育施設に対して避難確保計画の作成を依頼し、作成完了。

2022年度以降の取組

- 避難確保計画が作成されていない施設に対して、電話等で個別に提出を依頼。
- 対象高齢者福祉施設に対して、避難確保計画の作成及び訓練の実施について通知。介護保険に関する事業者等説明会において、計画作成及び訓練の実施を促す。
- 対象施設に対して、避難確保計画作成状況調査の実施。
- 訓練実施について関係部局で調整、検討。
- 避難確保計画未作成施設に対して、計画の作成及び提出を個別に依頼。



2021年度までの取組

2021年7月及び2022年2月に未提出の施設に対して、水防法第15条の3第3項に基づき避難確保計画作成をよう市長名で通知。

2022年度以降の取組

- 計画未作成の施設について、引き続き個別に計画作成を依頼(通知)する。
- 避難訓練毎年の実施について、全対象施設へ通知する。

備考

<現在>

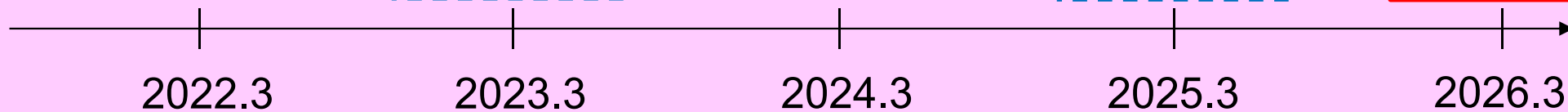
実績	
計画	87%
訓練	59%

目標	
計画	90%
訓練	70%

目標	
計画	93%
訓練	80%

目標	
計画	99%
訓練	90%

目標	
計画	100%
訓練	100%



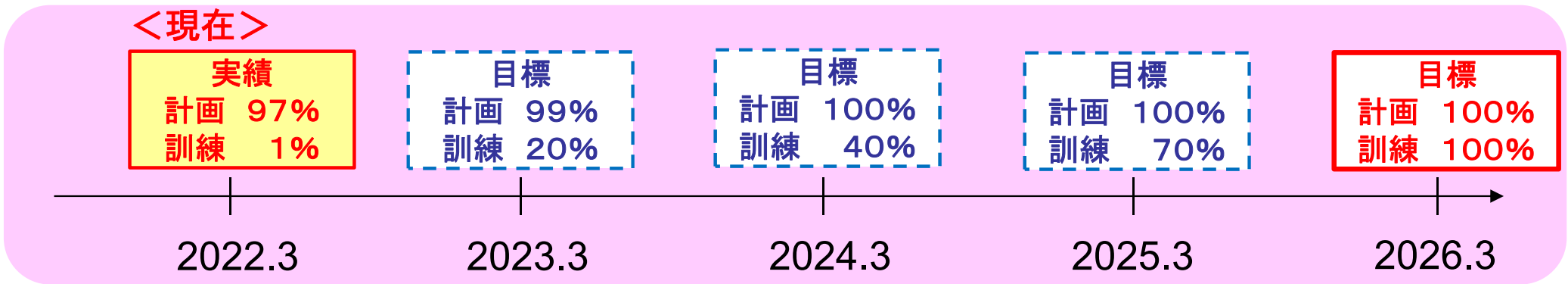
2021年度までの取組

- 2021年11月に全ての対象施設に対して、水防法第15条の3第3項に基づき避難確保計画作成するよう市長名で通知。

2022年度以降の取組

- 計画提出済み施設に対しては、継続して訓練の実施をするよう通知をする。
- 新規対象施設に対しては、計画の作成と訓練を実施するよう通知する。

備考



2021年度までの取組

- 2020年2月、2021年4月に全ての対象施設に対して、水防法第15条の3第3項に基づき避難確保計画を作成するよう市長名で通知。

2022年度以降の取組

2022年

- 小中学校を対象に加え、計画の作成方法について講習を行う。
- 避難確保計画が作成されていない施設に対して、電話等で個別に提出を依頼する。
- 訓練の実施について、報告を徹底するよう通知する。

2023年

- 計画について随時相談を受け付ける。

備考

- 令和3年度末に地域防災計画を改定することに伴い、新施設と小中学校を要配慮者利用施設に追加する予定。

<現在>

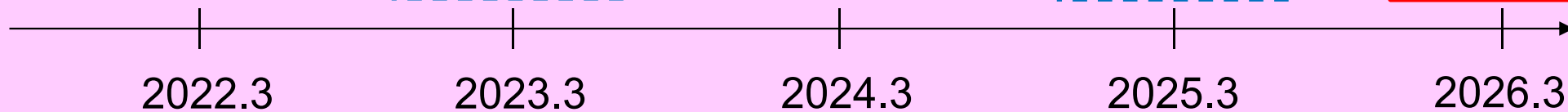
実績
計画 91%
訓練 2%

目標
計画 100%
訓練 25%

目標
計画 100%
訓練 50%

目標
計画 100%
訓練 75%

目標
計画 100%
訓練 100%



2021年度までの取組

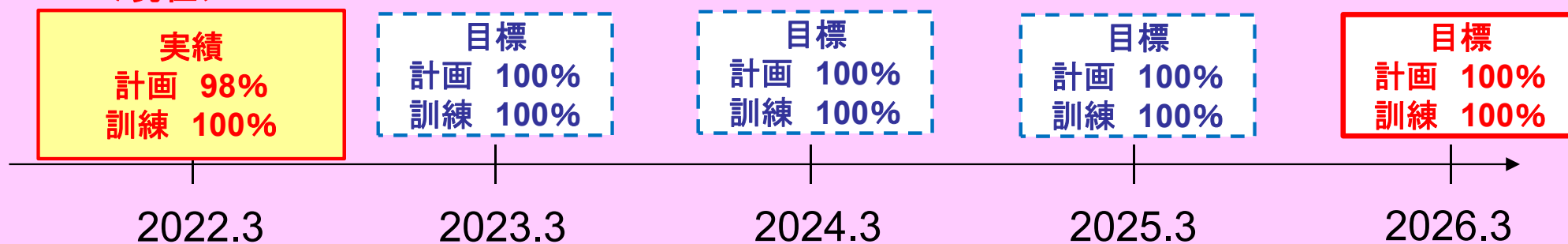
- 2020年11月に全ての施設に対して、水防法第15条の3第3項に基づき避難確保計画を作成するよう総務課長名で通知

2022年度以降の取組

- 避難確保計画が作成されていない施設に対して、再度避難確保計画作成について通知。
- 避難確保計画が作成されない施設に対して、電話等で個別に提出を依頼。
- 避難訓練の実施について支援していく。

備考

<現在>



2021年度までの取組

- 対象施設に対し、避難確保計画策定及び訓練の実施について通知を送付する等、促進に取り組んでいる。

2022年度以降の取組

- 地域防災計画の改定等により、新たに対象となった施設や計画未作成の施設に対して、引き続き避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について通知を送付し、活動を促進していく。
- 引き続き新規対象施設の把握等に努める。
- 対象とすべき要配慮者利用施設の範囲について、先進自治体の事例を参考にし、精査していく。

備考

- 令和4年4月に地域防災計画を改定することに伴い、対象施設が増加する予定。

<現在>

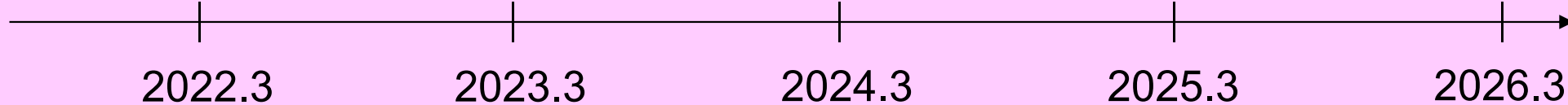
実績	
計画	100%
訓練	85%

目標	
計画	100%
訓練	100%

目標	
計画	100%
訓練	100%

目標	
計画	100%
訓練	100%

目標	
計画	100%
訓練	100%



2021年度までの取組

- 2021年7月に全ての対象施設に対して、水防法第15条の3第3項に基づき避難確保計画の作成・提出、および訓練の実施と報告の依頼を市長名で通知。
- 2021年12月に避難確保計画の提出状況、および実効性確保のための留意点を整理し、全対象施設へ通知。

2022年度以降の取組

- 新たに定める要配慮者利用施設に対する取り組み
 - ✓ 避難確保計画の作成・提出、および避難訓練の実施と報告を依頼する
 - ✓ 避難確保計画や訓練実施結果報告書を提出していない施設に対して、電話等で個別に提出を依頼する
- 既に定められている要配慮者利用施設に対する取り組み
 - ✓ 避難確保計画を更新した施設に、避難確保計画の再提出を依頼する
 - ✓ 原則として、年1回以上の避難訓練を実施し、その結果報告書の提出を依頼する
- 計画の実効性を確保するための取り組み
 - ✓ 各施設の避難確保計画の内容をチェックリストにより確認し、施設に対して適切に助言し、計画の更新を促す

備考

- 令和4年度に要配慮者利用施設の対象範囲を小学校、中学校、特別支援学校にも拡大することに伴い、対象施設が増加する予定

<現在>

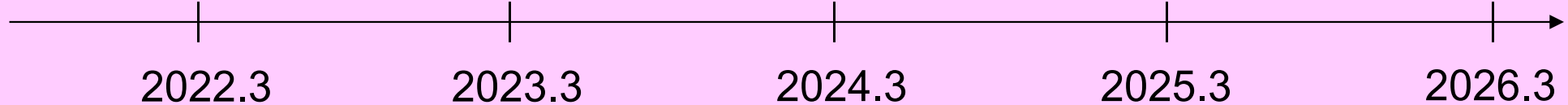
実績
計画 65.57%
訓練 ー%

目標
計画 95%
訓練 ー%

目標
計画 100%
訓練 ー%

目標
計画 100%
訓練 ー%

目標
計画 100%
訓練 ー%



2021年度までの取組

- 2019年11月に全ての対象施設に対して講習会の開催を通知。対象施設の49%が参加。計画の必要性や作成方法について計画のひな形を配布し教授。欠席した対象施設には講習会の資料を送付。全ての対象施設に対して計画の作成期限を2月をとして催促。
- 講習後も計画提出の催促を継続。

2022年度以降の取組

- 令和2年度8月の洪水HMの改定に伴い、水害時に使用できる避難所数が減少したため、避難所から外された施設を避難所としていた要配慮者利用施設に対し計画再提出の催促を継続。
- 必要に応じて避難確保計画作成ワークショップや講習会を再度実施し、計画作成の進捗を図る。

備考

訓練の実施状況に関してましては、現在把握できておりません。

<現在>

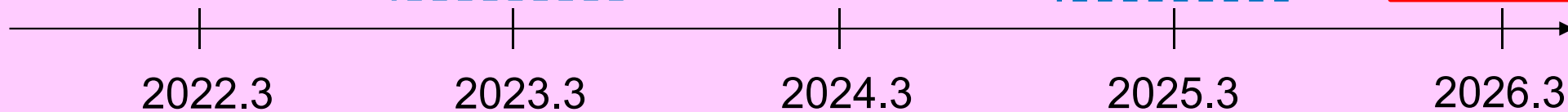
実績
計画 80%
訓練 1%

目標
計画 100%
訓練 100%

目標
計画 100%
訓練 100%

目標
計画 100%
訓練 100%

目標
計画 100%
訓練 100%



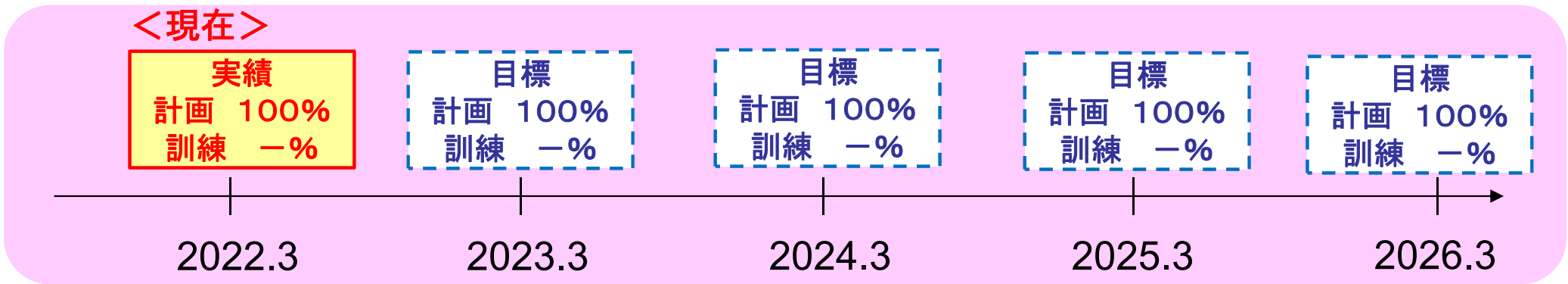
2021年度までの取組

- 2021年5月に各対象施設に対して避難確保計画の緊急点検の実施を依頼

2022年度以降の取組

- 避難確保計画が策定されていない施設に対して、電話等で個別に提出を依頼。
- 策定に関する問い合わせ等に対して、個別に相談対応を実施。

備考



2021年度までの取組

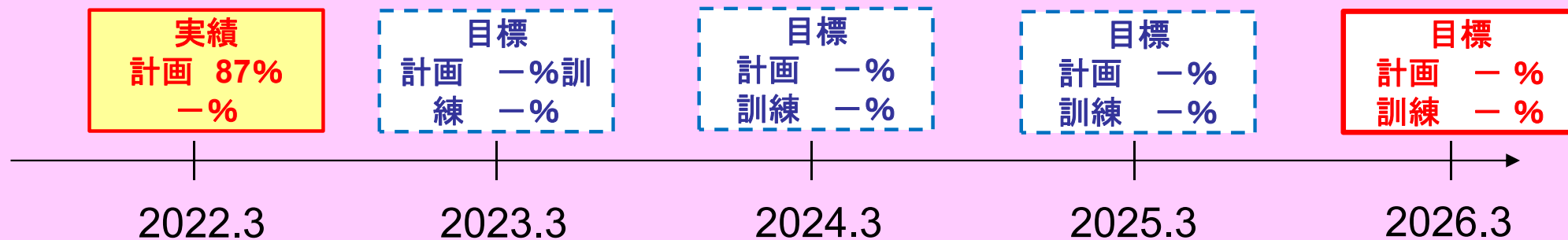
- 2021年11月に、地域防災計画に位置付けする対象施設に対して、水防法第15条の3第3項に基づき避難確保計画作成するよう市長名で通知。
- 避難確保計画が作成されない施設に対して、都度、メールや電話等で提出を依頼

2022年度以降の取組

- 年度切り替えに合わせ、関係部局と対象施設の洗い出しを行い、避難確保計画作成について通知
- 避難確保計画が作成されない施設に対して、都度、メールや電話等で提出を依頼

備考

<現在>



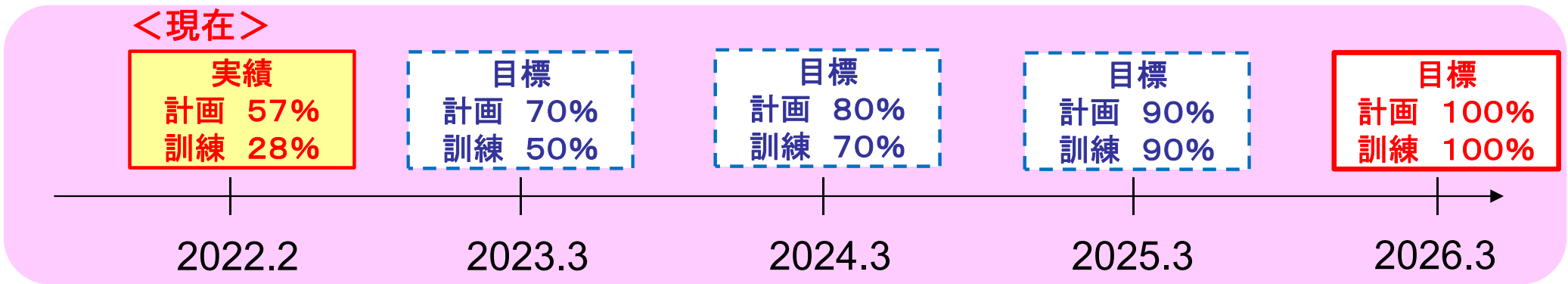
2021年度までの取組

- ・令和3年5月に国・県の通知に基づき、社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検を実施。
- ・令和3年7月に国・県の通知に基づき。各所管課より、各施設に避難確保計画の作成について作成促進の呼びかけを行った。

2022年度以降の取組

- ・ 未だ避難確保計画の作成がなされていない施設に対して、策定促進の強化を図る。

備考



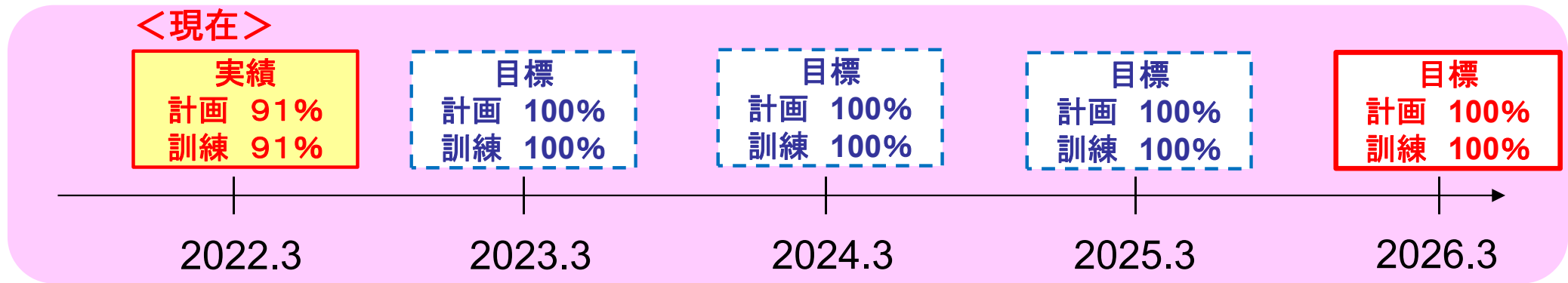
2021年度までの取組

- ・ 令和3年3月に避難確保計画作成に係る手引きと様式を作成。
- ・ 令和3年3月下旬に、区内要配慮者利用施設へ避難確保計画作成に係る手引きや様式、作成支援DVDを送付し、当該計画の作成及び提出を依頼。
- ・ 令和3年12月、当該計画の未提出施設に対し、提出を促す通知を発送。
- ・ 上記と共に、令和3年度水防法改正により義務化された当該計画に基づく避難訓練の実施報告について、区で報告様式を作成し、提出依頼を実施。

2022年度以降の取組

- ・ 要配慮者利用施設の所管部署に対し、廃止・休止施設や新規開設施設等の調査を実施し、対象施設の更新を行う。
- ・ 施設所管部署と連携し、所管部署から未提出施設にアプローチしてもらうよう協力要請する。

備考



2021年度までの取組

- 区の浸水リスク等を考慮して、施設類型ごとに避難確保計画の雛形を公表
- 避難確保計画作成のための説明会を開催
- 計画未提出の施設に対して計画提出を促す通知文を毎年送付
- 毎年区が情報伝達訓練を実施

2022年度以降の取組

- 計画未提出の施設に対して、引き続き計画提出を促す通知文を送付していく

備考

<現在>



2021年度までの取組

- 施設側の負担を軽減した独自のひな型を作成
- 計画が未作成の施設に対して、電話等で個別に提出を依頼。
- 新規対象施設については所管部署から計画作成の義務化について説明。
- 地域防災計画の更新時に新規対象施設を追加。

2022年度以降の取組

- 計画が未作成の施設に対して、電話等で個別に提出を依頼や作成に関する相談を行う。
- 新規対象施設については所管部署から計画作成の義務化について説明。
- 訓練方法や実例をホームページで紹介し、訓練実施を促進。

備考

※訓練実績の数値は2021.3時点